

第18回三川町農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和6年2月22日(木) 午前9時30分

2. 総会の場所 三川町役場 議場

3. 総会に出席した農業委員は、次のとおりである。

1番 黒田 暢 委員 2番 大川里美 委員 5番 五十嵐晃樹 委員
6番 齋藤俊介 委員 7番 石栗 聡 委員 8番 齋藤 学 委員
9番 齋藤 茂 委員 10番 庄司正廣 委員

4. 総会に欠席した農業委員は、次のとおりである。

3番 志田敏朗 委員 4番 恩田明雄 委員

5. 総会に付した案件は、次のとおりである。

第1 報告事項1 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
第2 報告事項2 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
第3 第41号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第4 第42号議案 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第5 第43号議案 農用地利用集積計画の決定について

6. 議長 三川町農業委員会 会長 庄司正廣

7. 会議に職務のために出席した者は、次のとおりである。

三川町農業委員会 事務局 長 須藤輝一
事務局 長 補 佐 渋谷 淳
総務係 長 渡部涼子
会計年度職員 高橋加奈

- 議 長 ただ今より、第18回三川町農業委員会総会を開会いたします。
(9:30)
- 総会の日程は、事前送付のあった総会資料に記載のとおりです。
次に、議事録署名委員の選出についてお諮りします。
時間の関係上、議長から指名することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 異議なしと認めます。
したがって、6番 齋藤 俊介 委員、9番 齋藤 茂 委員の2名を指名いたします。
- これより、報告並びに議案の審議に入ります。
それでは、日程第1 報告事項1「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」及び 日程第2 報告事項2「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」の報告を求めます。
事務局、説明願います。
- 渡部総務係長 (説明) ≪ 報告事項1 ≫
(説明) ≪ 報告事項2 ≫
- 議 長 以上で日程第1から日程第2までの報告を終わります。
次に、日程第3 第41号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、審議します。
事務局からの説明を求めます。
- 渡部総務係長 (説明) ≪ 第41号議案 ≫
- 議 長 これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手) (賛成7名、反対0名)
挙手全員であります。したがって、本案については、原案のとおり可決されました。
次に、日程第4 第42号議案「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。
事務局からの説明を求めます。
- 渡部総務係長 (説明) ≪ 第42号議案 ≫
- 議 長 本案件については転用でありますので、過日実査しております。実査委員長より報告を求めます。
6番 齋藤 俊介 委員、登壇願います。
- 6 番 6番齋藤です。2月8日に志田敏朗委員、齋藤学委員、渡部総務係長と私、4名で実査を行いました。本件は借受人の事業拡大に伴い、敷地が手狭になったため、近接する申請地を借り、整備し利用するものです。申請地周辺は宅地、県道で、隣接する農地はありませんでした。また、土砂の流出、崩壊等隣接地への影響ですが、80cm程度の盛土で駐車場に必要な高さを確保し、ア

スファルト舗装するということでした。雨水に関しては、県道側用水路に排水するとのこと。以上のことから許可相当と判断いたしました。ご報告申し上げます。

議

長

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。

本案については、「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成7名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案については「許可相当」といたします。

次に、日程第5 第43号議案「農用地利用集積計画書の決定について」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長

(説明) << 第43号議案 >>

議

長

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成7名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、第18回三川町農業委員会総会を閉会します。

(9:42)

会議の顛末に相違がないことを証するため署名をする。

議 長

議事録署名委員 6 番

議事録署名委員 9 番